

第3部 事前行動計画（タイムライン）

巨大台風及び大規模な集中豪雨を想定し、時系列の災害対応を整理した事前行動計画（タイムライン）を示す。

第1章 事前行動計画（タイムライン）の概要

(1) タイムラインの目的

台風等の風水害は、いつ起こるか分からない大震災と異なり、台風等が発生してから被害が生じるまで時間があり、先を見越した対応により減災が可能である。

予め、時系列の災害対応を整理した事前行動計画（タイムライン）を作成しておくことで、①事態の推移に応じた的確な対応に資する、②関係主体が相互に連携した対応に資する、③災害発生の前段階における早めの対応（遅れない対応）による被害の最小化（被害規模の軽減、早期の回復）に資することが期待できる。

(2) タイムラインの先進事例

米国ニュージャージー州では、ハリケーン来襲時の対応を時系列で整理した災害対応プログラム（タイムライン）を2012年に作成している。このタイムラインは、暴風の発生から120時間前からの対応を規定したものである。

2012年10月のハリケーンサンディへの対応において、ニュージャージー州は、事態が深刻となる前に十分な対応を執れるよう、関係機関で連携し、事前に準備された災害対応プログラムに沿って対策をとっていた。

米国では、災害のたびにその対応の検証と必要な改善策の議論が行われる。災害時の対応については、過去の実績等を踏まえ定型化されたものはプログラム化され、将来の災害に備えるために、関連する制度やシステムの改善とともに、災害対応者の行動規範や準備のタイムラインとして組み込まれる。

あらかじめ必要な災害対応を時系列で分析評価し「タイムライン」のようなレベルのものまでが事前に準備され、関係機関で、合意・共有されている。

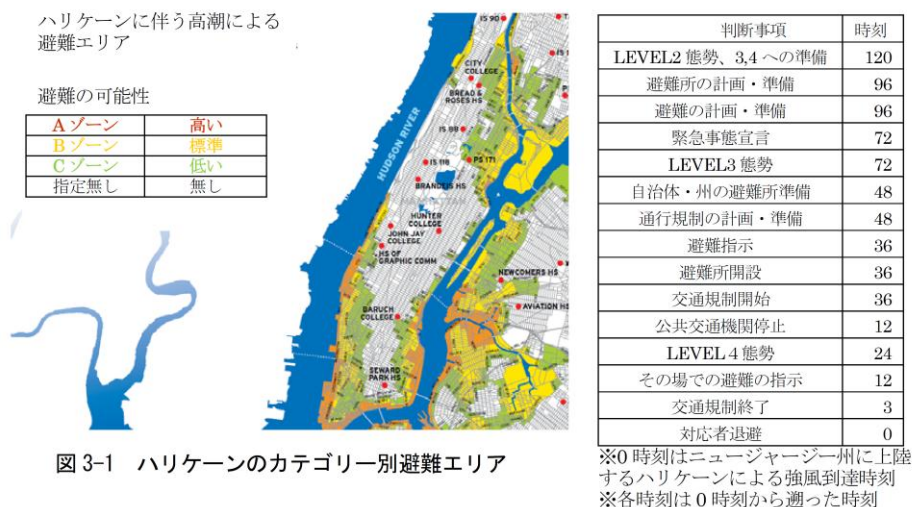


図3-1 ハリケーンのカテゴリー別避難エリア

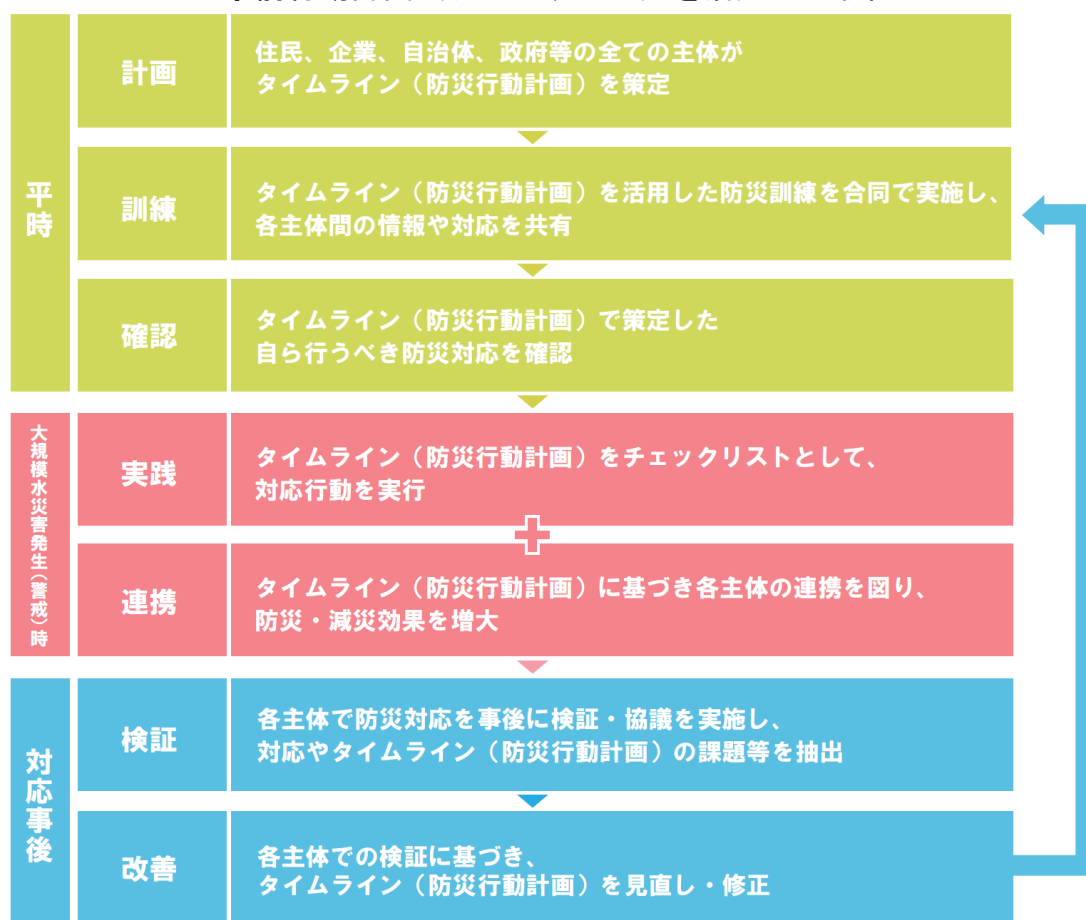
引用：米国ハリケーン・サンディに関する現地調査報告書(第二版)

(3) タイムラインに関する近年の取組み

国土交通省は、ハリケーン・サンディから得られた教訓を活用し、大規模な水災害の発生を想定し、猛烈な台風が接近する際の事態の推移に係る時間軸に応じて発災前の段階における防災情報の発表・伝達、避難・危険回避対応の誘導、発災後の段階における救難・救護、公共交通機関運行・物資輸送の早期再開等を的確かつ円滑に実施するための防災行動計画を策定・活用するための検討を行っている。

この検討では、米国における事例も踏まえ、国土交通省だけではなく、住民、企業、自治体、関係省庁それぞれが主体的に、かつ、相互に連携して防災行動計画に則った対応を実践していくことの重要性を確認し、まずは、防災行動の前提条件となる公共交通機関の事前対応をベースにしながら防災行動計画の導入方法を検討し、今後、各主体とともに防災行動計画の策定を進めるべく、社会全体における防災・減災の機運を高めていきたいと考えている。

事前行動計画（タイムライン）を活用した取組み



（引用：国土交通省水災害に関する防災・減災対策本部
防災行動計画ワーキンググループ中間とりまとめ 平成26年4月24日）

(4) 千代田区地域防災計画におけるタイムラインの位置付け

タイムラインは、大規模な風水害を想定し、地域防災計画で定められている災害対応の実施時期を示すものである。

つまり、大規模な風水害における災害対応の時系列として位置づける。

そのため、実際の台風の進路や雨の降り方、被害の発生状況等により、災害対応の実施時期が早まったり、順序が変わる等、臨機に対応が必要になることに留意しなければならない。このタイムラインに基づき、対応を進め、有効性の検証を行い、実践的に改善を進めていくものとする。

第2章 千代田区における風水害に関するタイムライン

第1節 タイムラインの前提

千代田区で甚大な風水害の発生が想定される狩野川台風を想定する。

発生日時	昭和33年9月21日にグアム島東海上で発生 9月27日に神奈川県東部に上陸
降雨量等	総雨量 時間最大雨量 90 mm 最低気圧 877hPa 最大風速 75m/s
被害等の想定	荒川の増水 神田川・日本橋川・隅田川の増水 下水道管からの溢水 強風による建物等被害 公共交通機関の運休

第2節 風水害に関するタイムライン

狩野川台風を想定し、千代田区における避難支援等に係る重要な風水害対応を対象に実施時期を図示した「タイムライン概要版」と、同じく狩野川台風を想定し、千代田区における主要な風水害対応を対象に実施時期を一覧表で示したタイムラインチェックリスト版を示す。

風水害対策編 第3部 事前行動計画（タイムライン）
第2章 千代田区における風水害に関するタイムライン

【タイムライン概要版】

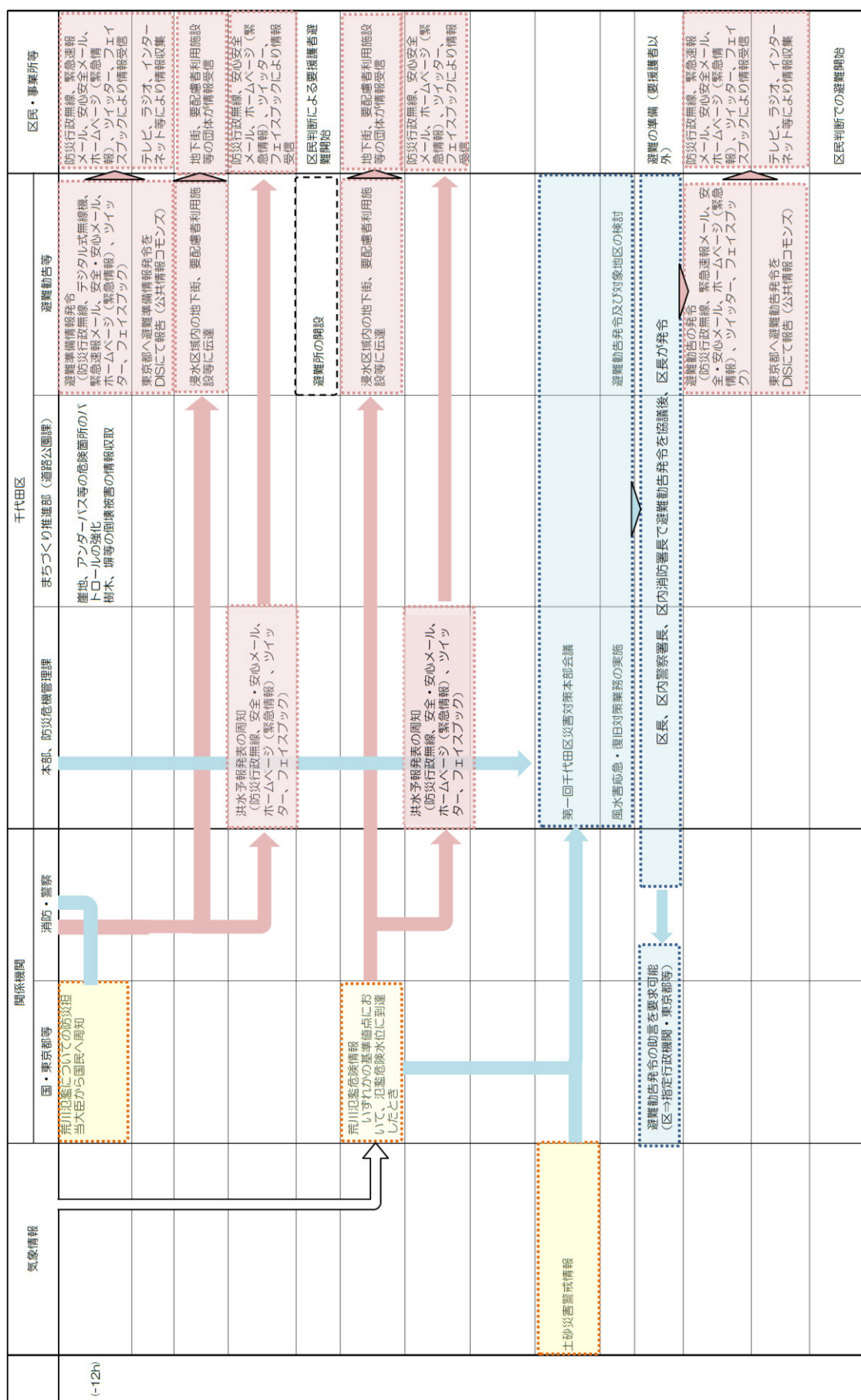
台風が接近・上陸することを想定した、千代田区の避難勧告の発令等に着眼したタイムライン（事前行動計画）

台風が接近・上陸することを想定した、千代田区の避難勧告の発令等に着眼したタイムライン（事前行動計画）									
凡例									
行動トリガー		避難勧告		避難所関係		避難所関係		避難所関係	
避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告	
避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告	
避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告	
避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告	
避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告	
避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告	
避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告	
避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告	
避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告	
避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告	
避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告	
避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告	
避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告	
避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告	
避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告	
避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告	
避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告	
避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告	
避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告	
避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告	
避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告	
避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告	
避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告	
避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告	
避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告	
避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告	
避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告	
避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告	
避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告	
避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告	
避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告	
避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告	
避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告	
避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告	
避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告	
避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告	
避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告	
避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告	
避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告	
避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告	
避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告	
避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告	
避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告	
避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告	
避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告	
避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告	
避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告	
避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告	
避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告	
避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告	
避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告	
避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告	
避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告	
避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告	
避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告	
避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告	
避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告	
避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告	
避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告	
避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告	
避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告	
避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告	
避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告	
避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告	
避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告	
避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告	
避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告	
避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告	
避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告	
避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告	
避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告	
避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告	
避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告	
避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告	
避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告	
避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告	
避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告	
避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告	
避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告	
避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告	
避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告	
避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告	
避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告	
避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告	
避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告	
避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告	
避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告	
避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告	
避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告	
避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告	
避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告	
避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告	
避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告	
避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告	
避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告		避難勧告	
避難勧告		避難勧告							

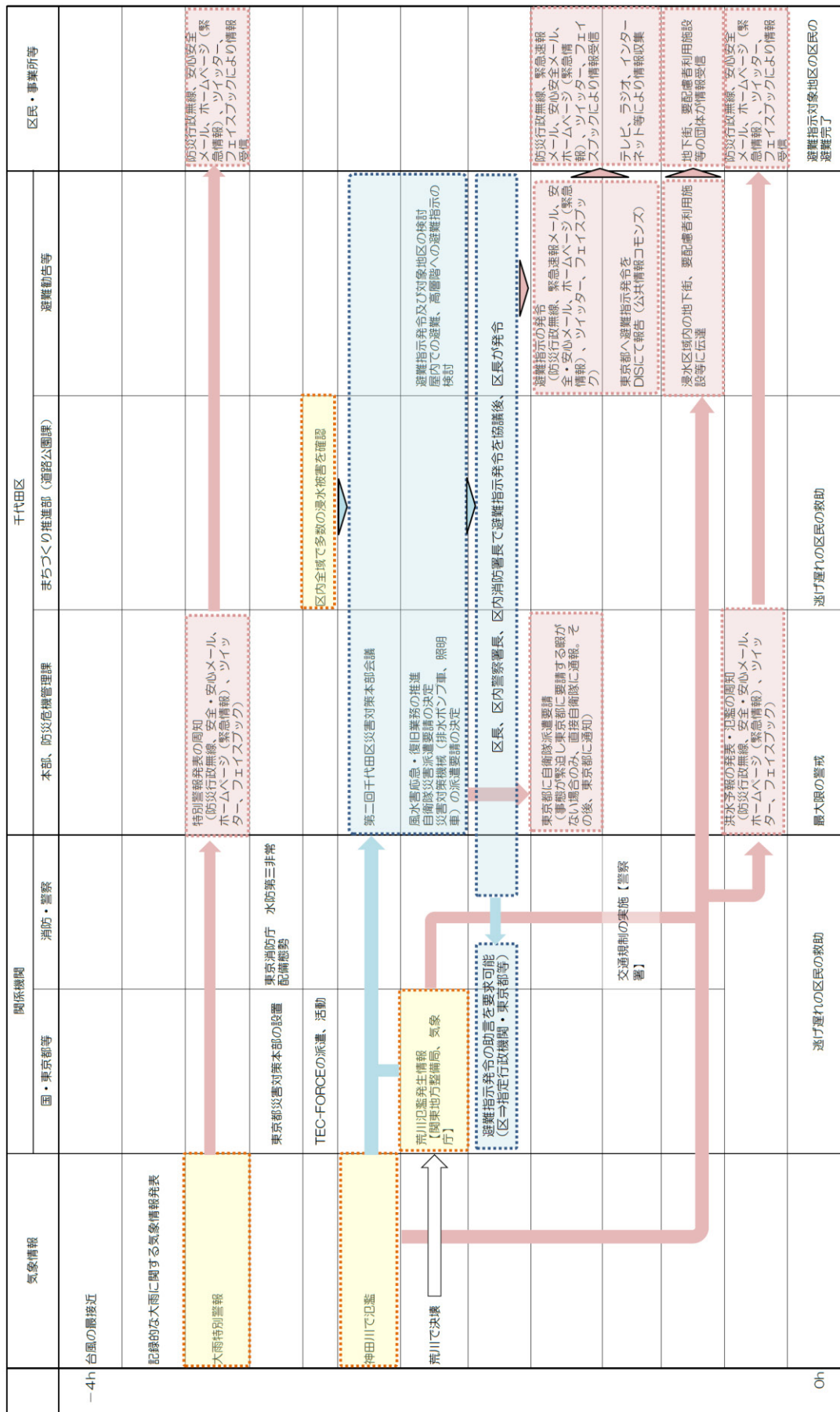
風水害対策編 第3部 事前行動計画（タイムライン）
第2章 千代田区における風水害に関するタイムライン

気象情報	関係機関		千代田区		区民・事業所等																			
	国・東京都等	消防・警察	本部、防災危機管理課	まちづくり推進部（道路公園課）		避難勧告等																		
・荒川水位 <table><tr><td>予報地点</td><td>氾濫注意水位（警戒水位）</td></tr><tr><td>基準地点</td><td>3.50m</td></tr><tr><td>熊谷</td><td>3.50m</td></tr><tr><td>治水橋</td><td>7.50m</td></tr><tr><td>岩淵水門上</td><td>4.10m</td></tr></table> 大雨警報・洪水警報発表 水防体制指針2に上昇（ウェザーニューズ） 台風に関する気象情報（随時）	予報地点	氾濫注意水位（警戒水位）	基準地点	3.50m	熊谷	3.50m	治水橋	7.50m	岩淵水門上	4.10m	・荒川氾濫注意情報 いすれかの基準地点において、氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに水位上昇がみられるとき 【関東地方整備局、気象庁】	東京消防庁 水防態勢 東京消防庁 水防第一非常配備態勢	区体制の広報 ホームページ（緊急情報）、ツイッター、フェイスブック、連合町会長に通知 休校・休園情報の伝達 学校園・児童福祉施設連絡網メール等により保護者等に連絡【子ども総務課】 区内消防署3署あて、土のう使用についてメール送信 区の体制伝達 自主避難所開設 浸水区域内の地下街、要配慮者利用施設等に伝達	避難勧告等	ホームページ（緊急情報）、ツイッター、フェイスブック、町会により情報発信 学校園・児童福祉施設連絡網メール等により受信 テレビ、インターネット、携帯メール等による大雨や河川の状態を確認									
	予報地点	氾濫注意水位（警戒水位）																						
	基準地点	3.50m																						
	熊谷	3.50m																						
治水橋	7.50m																							
岩淵水門上	4.10m																							
・荒川水位 <table><tr><td>予報地点</td><td>氾濫注意水位（警戒水位）</td></tr><tr><td>基準地点</td><td>3.50m</td></tr><tr><td>熊谷</td><td>3.50m</td></tr><tr><td>治水橋</td><td>7.50m</td></tr><tr><td>岩淵水門上</td><td>4.10m</td></tr></table> 大雨警報・洪水警報発表 水防体制指針2に上昇（ウェザーニューズ） 台風に関する気象情報（随時）	予報地点	氾濫注意水位（警戒水位）	基準地点	3.50m	熊谷	3.50m	治水橋	7.50m	岩淵水門上	4.10m	・荒川氾濫警戒情報発表 いすれかの1地点の水位が、概ね1時間以内に氾濫危険水位に到達することが見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合【東京府・気象庁】	東京消防庁 水防第二非常配備態勢 区に消防署職員を派遣	警報発表の周知 （防災行政無線、安全・安心メール、ホームページ（緊急情報）、ツイッター、フェイスブック） 河川情報システム、東京都水防災総合情報システム 神田川・日本橋川危険水位（-0.5m） 区内数カ所で道路冠水、浸水発生を確認	水防本部設置 浸水、アジターバス等の危険箇所へのトロール開始	防災行政無線、安心安全メール、ホームページ（緊急情報）、ツイッター、フェイスブックにより情報発信									
予報地点	氾濫注意水位（警戒水位）																							
基準地点	3.50m																							
熊谷	3.50m																							
治水橋	7.50m																							
岩淵水門上	4.10m																							
電巻注意情報 水防体制指針3に上昇（ウェザーニューズ）	避難勧告の取扱い扱いについて 【東京府】 リエゾンへの派遣【関東地方整備局】 神田川氾濫警戒情報発表 いすれかの1地点の水位が、概ね1時間以内に氾濫危険水位に到達することが見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合【東京府・気象庁】	東京消防庁 水防第二非常配備態勢 区に消防署職員を派遣	警報追加発表の周知 （防災行政無線、安全・安心メール、ホームページ（緊急情報）、ツイッター、フェイスブック）	河川情報システム、東京都水防災総合情報システム 神田川・日本橋川危険水位（-0.5m） 区内数カ所で道路冠水、浸水発生を確認	防災行政無線、安心安全メール、ホームページ（緊急情報）、ツイッター、フェイスブックにより情報発信																			
(1) 神田川水位 <table><tr><td>予報地点</td><td>氾濫注意水位（警戒水位）</td></tr><tr><td>基準地点</td><td>判断水位（特別警戒水位）</td></tr><tr><td>番屋橋</td><td>34.10 m</td></tr><tr><td>和田見橋</td><td>34.93 m</td></tr><tr><td>南小堤橋</td><td>29.72 m</td></tr><tr><td>飯田橋</td><td>30.59 m</td></tr><tr><td></td><td>17.96 m</td></tr><tr><td></td><td>20.10 m</td></tr><tr><td></td><td>3.67 m</td></tr><tr><td></td><td>5.27 m</td></tr></table>	予報地点	氾濫注意水位（警戒水位）	基準地点	判断水位（特別警戒水位）	番屋橋	34.10 m	和田見橋	34.93 m	南小堤橋	29.72 m	飯田橋	30.59 m		17.96 m		20.10 m		3.67 m		5.27 m		災害対策本部設置及び設置時の対応を検討 災害対策本部従事職員の招集発令 千代田区災害対策本部設置 【東京府】	避難準備情報発令を検討 避難所の開設の決定 水防本部が災害対策本部に台流	安心安全メール、ホームページ（緊急情報）、ツイッター、フェイスブックにより情報発信
予報地点	氾濫注意水位（警戒水位）																							
基準地点	判断水位（特別警戒水位）																							
番屋橋	34.10 m																							
和田見橋	34.93 m																							
南小堤橋	29.72 m																							
飯田橋	30.59 m																							
	17.96 m																							
	20.10 m																							
	3.67 m																							
	5.27 m																							
(2) 荒川水位 <table><tr><td>予報地点</td><td>氾濫注意水位（警戒水位）</td></tr><tr><td>基準地点</td><td>判断水位（特別警戒水位）</td></tr><tr><td>熊谷</td><td>4.80m</td></tr><tr><td>治水橋</td><td>5.60m</td></tr><tr><td>岩淵水門上</td><td>10.80m</td></tr><tr><td></td><td>7.00m</td></tr><tr><td></td><td>7.70m</td></tr></table>	予報地点	氾濫注意水位（警戒水位）	基準地点	判断水位（特別警戒水位）	熊谷	4.80m	治水橋	5.60m	岩淵水門上	10.80m		7.00m		7.70m	・荒川氾濫警戒情報発表 いすれかの基準地点において、概ね2～3時間後に氾濫危険水位（危険水位）に到達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき 【関東地方整備局、気象庁】		東京府へ災害対策本部設置をDISにて報告 区災害対策本部設置の周知 （デジタル式無線機一斉放送、安全・安心メール、ホームページ（緊急情報）、ツイッター、フェイスブック）	区長、区内警察署長、区内消防署長で避難準備情報発令を協議後、区長が発令	安心安全メール、ホームページ（緊急情報）、ツイッター、フェイスブックにより情報発信					
予報地点	氾濫注意水位（警戒水位）																							
基準地点	判断水位（特別警戒水位）																							
熊谷	4.80m																							
治水橋	5.60m																							
岩淵水門上	10.80m																							
	7.00m																							
	7.70m																							

風水害対策編 第3部 事前行動計画（タイムライン）
第2章 千代田区における風水害に関するタイムライン



風水害対策編 第3部 事前行動計画（タイムライン）
第2章 千代田区における風水害に関するタイムライン



※このタイムラインは住民への避難勧告等の発令に着目したものであり、今後の台風接近等の事態に至った場合に対応を実施し、その有効性の検証を行い、実践的改善をするものである。

風水害対策編 第3部 事前行動計画（タイムライン）
第2章 千代田区における風水害に関するタイムライン

【タイムラインチェックリスト版】

分類	活動項目	活動内容（活動詳細）	5日前（-120h）	4日前（-96h）	3日前（-72h）	2日前（-48h）	1日前（-24h）	半日前（-12h）	台風の最接近（-4h）
◎風水害応急・復旧対策の活動	1 気象情報の収集	(1) 台風に関する気象情報の収集（気象庁から随時）	●						→
		(2) 意思決定支援情報（ウェザーニューズから）		●					→
		(3) WNI台風情報（ウェザーニューズから）		●					→
		(4) 気象情報連絡会（東京都防災行政無線会議端末装置）				●			
	2 非常配備態勢	(1) 情報連絡態勢発令					●		
		(2) 関係機関への区の体制伝達					●		
		(3) 各出張所長へ待機指示							
		(4) 職員住宅居住者／災害当番班へ待機指示							
	3 危機管理対策本部・災害対策本部・水防本部の設置	(5) 警戒勤務者及び待機職員の決定							
		(6) 待機職員等の宿泊先確保							
		(1) 危機管理対策本部会議の招集		●					
		(2) 危機管理対策本部の設置					→	→	→
◎情報の収集・伝達	4 危機管理対策本部会議・災害対策本部会議の開催	(3) 水防本部の設置						●	→
		(4) 災害対策本部の設置						●	→
		(1) 危機管理対策本部会議の開催					●	●	→
		(2) 災害対策本部会議の開催					●	●	→
	5 風水害に関する情報の収集・伝達	(3) 対応方針の決定							
		(4) 各部対応報告（所管施設の安全対策及び対応予定、部関係行事等）							
		(5) 災害対策本部設置及び設置時の対応を検討					●		
		(6) 避難準備情報発令を検討						●	
	◎情報の収集・伝達	(7) 避難勧告発令及び対象地区を検討						●	
		(8) 避難指示発令及び対象地区を検討						●	
		(9) 屋内での避難、高層階への避難指示を検討							●
		(1) 現状を区長へ報告		●					→
◎情報の収集・伝達	5 風水害に関する情報の収集・伝達	(2) 区内各課への注意喚起		●					
		(3) 各部災害対応報告調達の要請（所管施設の安全対策及び対応予定、部関係行事等）		●					
		(4) 区施設へ安全対策をメール通知							
		(5) 関係機関の災害に係る体制等の情報収集			●				→
	◎情報の収集・伝達	(6) 災害情報システム（DIS）による報告【区⇒東京都】							→
		(7) 注意喚起の通知確認（荒川下流河川事務所から）					●		
		(8) 区内の被害状況収集							→
		(9) 河川情報システム、東京都水防防災総合情報システムからの情報収集						●	→
	◎情報の収集・伝達	(10) 避難所の受け入れ状況に関する報告							→
		(11) 関係機関からの問い合わせ対応							→

風水害対策編 第3部 事前行動計画（タイムライン）
第2章 千代田区における風水害に関するタイムライン

分類	活動項目	活動内容（活動詳細）	5日前（-120h）	4日前（-96h）	3日前（-72h）	2日前（-48h）	1日前（-24h）	半日前（-12h）	台風の最接近（-4h）
◎相互応援協力・派遣要請	6 災害予警報の伝達	(1) 気象庁から災害予警報の発表 (2) 災害予警報発表の周知（防災行政無線、安全・安心メール、ホームページ（緊急情報）、ツイッター、フェイスブック）						●	●
	7 災害時の広報・広聴	(1) 区民・事業者への注意喚起（安全・安心メール、ホームページ（緊急情報）、ツイッター、フェイスブック）	●				●		
		(2) 自主避難の呼びかけ（安全・安心メール、ホームページ（緊急情報）、ツイッター、フェイスブック）				●	●		
		(3) 学校の休校				●			
		(4) 幼稚園、保育園、子ども園の休園				●			
		(5) 休校・休園情報の伝達（連絡網メール等）				●			
		(6) 区事業の中止				●			
		(7) 区体制の広報（デジタル式無線機一斉放送、安全・安心メール、ホームページ（緊急情報）、ツイッター、フェイスブック、連合町会長に通知）					●	●	
◎水防活動	8 相互応援協力の要請	(8) 避難指示の呼びかけ、被害状況の周知							●
		(1) 災害状況の整理							●
		(2) 協力を要請する活動内容の整理							●
		(3) 防災関係機関・団体への応援協力要請							●
		(4) 防災関係機関・団体の受け入れ体制							●
		(5) 災害対策機械（排水ポンプ車、照明車）の派遣要請							●
	9 自衛隊の災害派遣要請	(6) TEC-FORCE派遣受入							●
		(1) 災害状況の整理							●
		(2) 派遣を希望する期間・活動内容の整理							●
		(3) 自衛隊の災害派遣要請							●
		(4) 知事への報告							●
		(5) 自衛隊受け入れ体制							●
◎水防活動	10 監視・警戒活動	(1) 台風情報の監視・伝達等	●					●	
		(2) 気象予警報の伝達							●
		(3) 洪水予報・水防警報の伝達						●	
		(4) 特別警報の伝達							●
	11 水防活動	(1) 災害時対策用資機材及び備蓄物資の確認	●						
		(2) 区内消防署三署あて、土のう使用に関するメール送信					●		
		(3) 水防要員の要請					●		
		(4) 消防署職員の受入（区内消防署より）						●	
		(5) リエゾンの受入（関東地方整備局より）						●	
		(6) 風水害応急・復旧業務の推進						●	
		(7) 水害報告							●

風水害対策編 第3部 事前行動計画（タイムライン）
第2章 千代田区における風水害に関するタイムライン

分類	活動項目	活動内容(活動詳細)	5日前(-120h)	4日前(-96h)	3日前(-72h)	2日前(-48h)	1日前(-24h)	半日前(-12h)	台風の最接近(-4h)
◎警備・交通規制	12 警備の実施	(1) 警備活動 (2) 警戒区域の設定 (3) 救助活動の支援							●
	13 交通規制の実施	(1) 交通情報の収集 (2) 交通規制							●
		(1) 自主避難所の開設決定 (2) 自主避難所の開設 (3) 避難所の開設準備 (4) 避難所の開設決定 (5) 避難所の開設				●	●	●	●
◎避難計画	14 避難所の開設	(1) 浸水区域内の地下街、要配慮者利用施設等に伝達 避難準備情報の発令(防災行政無線、デジタル式無線機、緊急通報メール、安全・安心メール、ホームページ(緊急情報)、ツイッター、フェイスブック) 避難勧告の発令(防災行政無線、デジタル式無線機、緊急通報メール、安全・安心メール、ホームページ(緊急情報)、ツイッター、フェイスブック) 避難指示の発令(防災行政無線、デジタル式無線機、緊急通報メール、安全・安心メール、ホームページ(緊急情報)、ツイッター、フェイスブック) 避難勧告等発令の助言を要求(必要な場合)						●	●
	15 避難勧告等の発令	(1) 避難誘導体制確立 (2) 避難誘導 (1) 避難所の運営 (1) 外国人への情報提供						●	●
	16 避難誘導	(1) 被災したライフライン施設の応急措置 (1) ハトロール (2) 被災した公共土木施設の応急措置						●	●
◎ライフライン施設の応急・復旧措置	17 避難所の運営							●	●
	18 外国人の支援対策							●	●
	19 ライフライン施設の応急措置							●	●
◎公共土木施設の応急・復旧対策	20 公共土木施設の応急措置							●	●
								●	●
								●	●

§ 88項目の活動内容(活動詳細)、152ステップの事前行動を行う。

第3章 タイムラインに関連する活動の内容と手順

第1節 5日前（120時間前）に想定される活動の内容と手順

- 台風の状況
グアム島の東海上で台風が発生。中心気圧は 987hPa
- 気象予警報等
台風情報
- 千代田区内の状況
異常なし

1 気象情報の収集（全機関）

(1) 台風に関する気象情報の収集 【1-（1）新規】

台風に関する気象予警報や気象に関する重要な情報について、都又は関係機関から情報を収集する。

2 監視・警戒活動（防災・危機管理課、まちづくり推進部、第一建設事務所、国、都、その他防災機関）

(1) 台風情報の監視・伝達等 【10-（1）新規】

気象庁が水防活動用に行う気象等の注意報、警報等及び国又は都が発表する洪水予報、水防警報等の情報に注意を払う。気象の状況等により、事態に即応した配備態勢をとるものとする。

3 水防活動の実施（防災・危機管理課、まちづくり推進部、第一建設事務所、消防署、東京国道事務所）

(1) 災害時対策用資機材及び備蓄物資の確認 【11-（1）新規】

水防活動等に利用する災害時対策用資機材の在庫状況や動作確認等を行い、また備蓄物資等の確認を行う。

第2節 4日前（96時間前）に想定される活動の内容と手順

- 台風の状況
台風は勢力を強めながら北上。中心気圧は 960hPa。
- 気象予警報等
台風情報
- 千代田区内の状況
異常なし

1 気象情報の収集（全機関）

- (1) 台風に関する気象情報の収集 **【1-(1) 継続】**
台風に関する気象予警報や気象に関する重要な情報について、都又は関係機関から情報を収集する。
 - (2) 意思決定支援情報の収集 **【1-(2) 新規】**
ウェザーニューズから、意思決定支援情報を収集する。
 - (3) WNI 台風情報の収集 **【1-(3) 新規】**
ウェザーニューズから、WNI 台風情報を収集する。
- 千代田区以外の関係機関は、各々の方法により、気象庁の台風情報をはじめ、情報を収集する。

2 危機管理対策本部・災害対策本部・水防本部の設置（防災・危機管理課）

- (1) 危機管理対策本部会議の招集 **【3-(1) 新規】**
気象の状況等により、危機管理対策本部会議招集の決定及び開催の通知を行う。

危機管理対策本部会議の委員は、以下のとおりとする。

区長、副区長、教育長、政策経営部長、政策推進担当部長、区民生活部長、コミュニティ担当部長、保健福祉部長、地域保健担当部長、まちづくり推進部長、都市基盤整備担当部長、環境安全部長、危機管理担当部長、会計管理者、子ども・教育部長、次世代育成担当部長、監査委員事務局長、区議会事務局長、総務課長、人事課長、広報広聴課長、施設経営課長、企画調整課長、財政課長、幹事出張所長、道路公園課長、防災・危機管理課長、環境安全部副参事（特命担当）

3 風水害に関する情報の収集・伝達（防災・危機管理課）

- (1) 現状を区長へ報告 **【5-(1) 新規】**
台風や気象の状況等を区長へ報告する。

(2) 庁内各課への注意喚起 **【5-(2) 新規】**

台風や気象の状況、今後の見通し等を庁内各課へ伝達するとともに、台風への対応について注意喚起する。

(3) 各部災害対応報告調査の実施 **【5-(3) 新規】**

各部における所管施設の安全対策及び対応予定、関係行事の状況及び対応予定について対応報告調査を行う。

4 災害時の広報・広聴（防災・危機管理課、政策経営部）

(1) 区民・事業者への注意喚起 **【7-(1) 新規】**

台風が勢力を強めながら北上していることから、区民・事業者に対し、台風の接近に対する注意を呼びかける。気象予警報、気象の状況、予想される災害の規模、警戒すべき事項、避難に関する注意事項等について、安全・安心メール、ホームページ（緊急情報）、ツイッター、フェイスブックにより区民に周知する。

5 監視・警戒活動（防災・危機管理課、まちづくり推進部、第一建設事務所、国、都、その他防災機関）

(1) 台風情報の監視・伝達等 **【10-(1) 継続】**

気象庁が水防活動用に行う気象等の注意報、警報等及び国又は都が発表する洪水予報、水防警報等の情報に注意を払う。気象の状況等により、事態に即応した配備態勢をとるものとする。

6 水防活動（防災・危機管理課、まちづくり推進部、第一建設事務所、消防署、東京国道事務所）

(1) 災害時対策用資機材及び備蓄物資の確認 **【11-(1) 継続】**

水防活動等に利用する災害時対策用資機材の在庫状況や動作確認等を行い、また備蓄物資等の確認を行う。

第3節 3日前（72時間前）に想定される活動の内容と手順

- 台風の状況
台風はさらに勢力を強めながら北上。中心気圧は 880hPa。
- 気象予警報等
台風情報
- 千代田区内の状況
異常なし

1 気象情報の収集（全機関）

(1) 台風に関する気象情報の収集 **【1-(1) 継続】**

台風に関する気象予警報や気象に関する重要な情報について、都又は関係機関から情報を収集する。

重要な気象注意報について、都、警察署等からの通報を受けたとき、又は自らその発令を知ったときは、直ちに区内の防災関係機関、その他重要な施設の管理者、地域防災組織等に通報するとともに、警察署、消防署等の協力を得て、住民に周知する。

(2) 意思決定支援情報の収集 **【1-(2) 継続】**

ウェザーニューズから、意思決定支援情報を収集する。

(3) WNI 台風情報の収集 **【1-(3) 継続】**

ウェザーニューズから、WNI 台風情報を収集する。

○千代田区以外の関係機関は、各々の方法により、気象庁の台風情報をはじめ、情報を収集する。

2 危機管理対策本部・災害対策本部・水防本部の設置（防災・危機管理課）

(1) 危機管理対策本部の設置 **【3-(2) 新規】**

区長は、災害対策の推進を図るために、危機管理対策本部の設置を決定する。

3 危機管理対策本部会議・災害対策本部会議の開催（防災・危機管理課）

(1) 危機管理対策本部会議の開催及び対応方針の決定 **【4-(1) (2) 新規】**

第1回危機管理対策本部会議を開催し、台風や気象の状況等に基づき今後の対応方針を決定する。

(2) 各部対応報告 **【4-(4) 新規】**

各部における所管施設の安全対策及び対応予定、関係行事の状況及び対応予定について報告を行う。

4 風水害に関する情報の収集・伝達（防災・危機管理課）

- (1) 現状を区長へ報告 **【5-(1) 継続】**
台風や気象の状況等を区長へ報告する。
- (2) 区施設へ安全対策をメール通知 **【5-(4) 新規】**
区施設に対して、安全対策をメールで通知する。
- (3) 関係機関からの問い合わせ対応 **【5-(10) 新規】**
防災関係機関からの問い合わせに対して、必要な情報を提供するなど対応する。

5 災害時の広報・広聴（防災・危機管理課、政策経営部）

- (1) 区民・事業者への注意喚起 **【7-(1) 継続】**
台風が更に勢力を強めながら北上していることから、引き続き区民・事業者に対し、台風の接近に対する注意を呼びかける。気象予警報、気象の状況、予想される災害の規模、警戒すべき事項、避難に関する注意事項等について、安全・安心メール、ホームページ（緊急情報）、ツイッター、フェイスブックにより区民に周知する。

6 監視・警戒活動（防災・危機管理課、まちづくり推進部、第一建設事務所、国、都、その他防災機関）

- (1) 台風情報の監視・伝達等 **【10-(1) 継続】**
気象庁が水防活動用に行う気象等の注意報、警報等及び国又は都が発表する洪水予報、水防警報等の情報に注意を払う。気象の状況等により、事態に即応した配備態勢をとるものとする。

7 水防活動（防災・危機管理課、まちづくり推進部、第一建設事務所、消防署、東京国道事務所）

- (1) 災害時対策用資機材及び備蓄物資の確認 **【11-(1) 継続】**
水防活動等に利用する災害時対策用資機材の在庫状況や動作確認等を行い、また備蓄物資等の確認を行う。

第4節 2日前（48時間前）に想定される活動の内容と手順

■台風の状況

台風はさらに勢力を強めながら北上。中心気圧は877hPa。

■気象予警報等

台風情報

■千代田区内の状況

異常なし

1 気象情報の収集（全機関）

(1) 台風に関する気象情報の収集【1-(1)継続】

風水害に係わる気象予警報や気象に関する重要な情報について、都又は関係機関から情報を収集する。

気象警報について、都、警察署等からの通報を受けたとき、又は自らその発令を知ったときは、直ちに区内の防災関係機関、その他重要な施設の管理者、地域防災組織等に通報するとともに、警察署、消防署等の協力を得て、住民に周知する。

(2) 意思決定支援情報の収集【1-(2)継続】

ウェザーニューズから、意思決定支援情報を収集する。

(3) WNI 台風情報の収集【1-(3)継続】

ウェザーニューズから、WNI 台風情報を収集する。

(4) 気象情報連絡会【1-(4)新規】

東京都防災行政無線会議端末装置により、東京都が開催する気象情報連絡会で発表される台風の進路や防災事項などに関する情報を収集する。

○千代田区以外の関係機関は、各々の方法により、気象庁の台風情報をはじめ、情報を収集する。

2 非常配備態勢（防災・危機管理課）

(1) 各出張所長への待機指示【2-(3)新規】

各出張所長に対して待機を指示する。

(2) 職員住宅居住者及び災害当番班への待機指示【2-(4)新規】

職員住宅居住者及び居住職員の業務を補佐するための災害情報対策員に対して、待機を指示する。

(3) 警戒勤務者及び待機職員の決定【2-(5)新規】

あらかじめ指定を受けた警戒勤務者及び待機職員に対して、指示する。

(4) 待機職員等の宿泊先確保 **【2-(6) 新規】**

休日・夜間等の勤務時間外に非常災害に対する警戒態勢を確保するため、待機職員等の宿泊先を確保する。

3 危機管理対策本部会議・災害対策本部会議の開催（防災・危機管理課）

(1) 危機管理対策本部会議の開催 **【4-(1) 継続】**

危機管理対策本部会議を開催し、非常配備態勢をとることを決定する。区事業の中止判断や学校の休校、幼稚園、保育園、子ども園の休園判断を行い、自主避難所の開設を決定する。

4 風水害に関する情報の収集・伝達（防災・危機管理課、東京都交通局、警察署、消防署、東京電力、東京地下鉄、首都高速、国、都）

(1) 現状を区長へ報告 **【5-(1) 継続】**

台風や気象の状況等を区長へ報告する。

(2) 関係機関からの問い合わせ対応 **【5-(10) 継続】**

防災関係機関からの問い合わせに対して、必要な情報を提供するなど対応する。

5 災害時の広報・広聴（全部局）

(1) 区民・事業者への注意喚起 **【7-(1) 継続】**

台風が勢力を強めており上陸の可能性が高いことから、区民・事業者に対し、台風の接近に対する警戒を呼びかける。気象予警報、気象の状況、予想される災害の規模、警戒すべき事項、避難に関する注意事項等について、安全・安心メール、ホームページ（緊急情報）、ツイッター、フェイスブックにより区民に周知する。

(2) 自主避難の呼びかけ **【7-(2) 新規】**

災害時に事前避難を必要とする人（高齢者、乳幼児、病人等）やその家族は、積極的に自主避難するよう呼びかけるとともに、自主避難場所及び避難の方法等について、安全・安心メール、ホームページ（緊急情報）、ツイッター、フェイスブックにより区民に周知する。

(3) 学校の休校、幼稚園・保育園・子ども園の休園の周知 **【7-(3) (4) 新規】**

台風接近により、学校が休校、幼稚園・保育園・子ども園が休園となることを区民・事業者に対し、周知する。

(4) 休校、休園情報の伝達 **【7-(5) 新規】**

校長及び園長は、臨時休校及び休園の措置をとったことを連絡網メール等により速やかに保護者に対して伝達を行う。

(5) 区事業の中止 **【7-(6) 新規】**

区事業のうち中止が決定したものについて、区民に周知する。

6 監視・警戒活動（防災・危機管理課、まちづくり推進部、第一建設事務所、国、都、その他防災機関）

(1) 台風情報の監視・伝達等【10-(1)継続】

気象庁が水防活動用に行う気象等の注意報、警報等及び国又は都が発表する洪水予報、水防警報等の情報に注意を払う。気象の状況等により、事態に即応した配備態勢をとるものとする。

7 避難所の開設（防災・危機管理課）

(1) 自主避難所の開設決定【14-(1)新規】

事前避難をした人を受け入れるための自主避難所の開設について、危機管理対策本部会議での検討を踏まえ、区長が開設を決定する。

8 公共土木施設の応急措置（防災・危機管理課、まちづくり推進部、第一建設事務所、首都高速、東京国道事務所）

(1) パトロール【20-(1)新規】

管内のパトロールを実施し、雨水ますや浸水箇所を中心に点検を行う。不具合のある箇所については、必要な措置を実施する。

第5節 1日前（24時間前）に想定される活動の内容と手順

■台風の状況

台風は日本列島に接近し、伊豆半島の南端を通過。中心気圧は930hPa。

■気象予警報等

大雨注意報・洪水注意報

荒川はん濫注意情報

水防体制指標1に上昇【ウェザーニュース】

■河川水位の状況

荒川：はん濫注意水位に到達

■千代田区内の状況

梅雨前線が刺激され、関東地方の広い範囲で豪雨

千代田区内の一部で床下浸水

1 気象情報の収集（全機関）

(1) 台風に関する気象情報の収集【1-(1)継続】

台風に関する気象予警報や気象に関する重要な情報について、都又は関係機関から情報を収集する。

重要な気象注意報について、都、警察署等からの通報を受けたとき、又は自らその発令を知ったときは、直ちに区内の防災関係機関、その他重要な施設の管理者、地域防災組織等に通報するとともに、警察署、消防署等の協力を得て、住民に周知する。

(2) 意思決定支援情報の収集【1-(2)継続】

ウェザーニュースから、意思決定支援情報を収集する。

(3) WNI 台風情報の収集【1-(3)継続】

ウェザーニュースから、WNI 台風情報を収集する。

○千代田区以外の関係機関は、各々の方法により、気象庁の台風情報をはじめ、情報を収集する。

2 非常配備態勢（防災・危機管理課）

(1) 情報連絡態勢の発令【2-(1)新規】

気象や災害の状況等により、本部長が必要と認める情報連絡態勢をとるものとする。

(2) 関係機関への区の体制伝達【2-(2)新規】

区が情報連絡態勢に移行したことを関係機関に伝達する。

3 危機管理対策本部会議・災害対策本部会議の開催（防災・危機管理課）

- (1) 危機管理対策本部会議の開催【4-(1)継続】
第3回危機管理対策本部会議を開催する。
- (2) 災害対策本部設置及び設置時の対応を検討【4-(5)新規】
気象や災害の状況等により、第3回危機管理対策本部会議において、災害対策本部の設置を検討する。また、災害対策本部の設置が決定された場合の対応を検討する。

4 風水害に関する情報の収集・伝達（防災・危機管理課、まちづくり推進部）

- (1) 現状を区長へ報告【5-(1)継続】
台風や気象の状況等を区長へ報告する。
- (2) 関係機関の災害に係る体制等の情報収集【5-(5)新規】
関係機関の災害に係る体制について、情報を収集する。
- (3) 災害情報システム（DIS）による報告【5-(6)新規】
区が情報連絡態勢に移行したことについて、DISにより都へ報告を行う。
- (4) 注意喚起の通知確認【5-(7)新規】
荒川下流河川事務所からの注意喚起の通知事項を確認する。
- (5) 避難所の受入状況に関する報告【5-(10)新規】
各自主避難所から、受入者の総数や災害時要援護者の人数、備蓄物資の状況等について報告を行う。
- (6) 関係機関からの問い合わせ対応【5-(11)継続】
防災関係機関からの問い合わせに対して、必要な情報を提供するなど対応する。

5 災害時の広報・広聴（防災・危機管理課、政策経営部）

- (1) 区民・事業者への注意喚起【7-(1)継続】
台風が勢力を強めており上陸の可能性が高いことから、区民・事業者に対し、台風の接近に対する警戒を呼びかける。気象予警報、気象の状況、予想される災害の規模、警戒すべき事項、避難に関する注意事項等について、安全・安心メール、ホームページ（緊急情報）、ツイッター、フェイスブックにより区民に周知する。
- (2) 自主避難の呼びかけ【7-(2)継続】
災害時に事前避難を必要とする人（高齢者、乳幼児、病人等）やその家族は、積極的に自主避難するよう呼びかけるとともに、自主避難場所及び避難の方法等について、安全・安心メール、ホームページ（緊急情報）、ツイッター、フェイスブックにより区民に周知する。

(3) 区体制の広報【7- (7) 新規】

区が情報連絡態勢をとっていることを、デジタル式無線機一斉放送、安全・安心メール、ホームページ（緊急情報）、ツイッター、フェイスブック、連合町会長への通知により区民に周知する。

広報内容及び時期等については、政策経営部広報広聴課が統一して処理する。

6 監視・警戒活動（防災・危機管理課、まちづくり推進部、第一建設事務所、国、都、その他防災機関）

(1) 台風情報の監視・伝達等【10 - (1) 継続】

気象庁が水防活動用に行う気象等の注意報、警報等及び国又は都が発表する洪水予報、水防警報等の情報に注意を払う。気象の状況等により、事態に即応した配備態勢をとるものとする。

(2) 洪水予報・水防警報の伝達【10- (3) 新規】

荒川はん濫注意情報が発令されたことから、直ちに浸水想定区域内の地下街等及び要配慮者利用施設に伝達する。

○荒川洪水予報の基準水位など

河川及び実施区域	予報地点						
	基準地点	水防団待機水位（指定水位）	氾濫注意水位（警戒水位）	避難判断水位（特別警戒水位）	氾濫危険水位	計画高水位	零点高
荒 川 （旧川を除く）	熊谷	3.00m	3.50m	4.80m	5.60m	7.507m	A. P. +26.457m
左岸 埼玉県深谷市 荒川字下川原 5 番の 2 地先 から海まで	治水橋	7.00m	7.50m	10.80m	11.10m	14.599m	A. P. -0.229m
右岸 埼玉県大里郡 寄居町大字赤 浜字後古沢 218 番の 18 地 先から海まで	岩淵水門（上）	3.00m	4.10m	7.00m	7.70m	8.57m	A. P. +0.000m

○荒川洪水予報の種類と発表基準

洪水予報の種類	発表基準
氾濫注意情報	いずれかの基準地点において、氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき
氾濫警戒情報	いずれかの基準地点において、 ・概ね2～3時間後に氾濫危険水位（危険水位）に到達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
氾濫危険情報	いずれかの基準地点において、氾濫危険水位（危険水位）に到達したとき
氾濫発生情報	洪水予報を行う区域において、氾濫が発生したとき

○神田川洪水予報の基準水位など

単位 A.P.

河川及び実施区域		予報地点				
		基準地点	水防団待機水位（指定水位）	氾濫注意水位（警戒水位）	避難判断水位（特別警戒水位）	氾濫危険水位
神田川 左岸： 右岸：	三鷹市井の頭三丁目 322 番地先から	番屋橋	—	—	34.10 m	34.93 m
	隅田川合流点まで	和田見橋	—	—	29.72 m	30.59 m
	三鷹市井の頭三丁目 322 番地先から	南小滝橋	—	—	17.96 m	20.10 m
	隅田川合流点まで	飯田橋	—	—	3.67 m	5.27 m

○神田川洪水予報の種類と発表基準

種 類	基準地点	発 表 基 準
神田川氾濫警戒情報	番屋橋、和田見橋、南小滝橋、飯田橋	番屋橋・和多見橋・南小滝橋・飯田橋の基準地点のいずれか1地点の水位が、概ね1時間以内に氾濫危険水位に到達することが見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。

7 水防活動（防災・危機管理課、まちづくり推進部、第一建設事務所、消防署、東京国道事務所）

- (1) 区内消防署三署あて、土のう使用に関するメール送信【11－(2)新規】
区内の三消防署にあてて、土のうの使用に関するメールを送信する。
- (2) 水防要員への要請【11－(3)新規】
区内の消防署に対して、水防要員の体制確立を要請する。

8 避難所の開設（防災・危機管理課）

- (1) 自主避難所の開設【14－(2)新規】
区立施設等に自主避難所を開設する。
- (2) 避難所の開設準備【14－(3)新規】
避難準備情報、避難勧告及び避難指示を発令する場合に備えて、避難所の開設や資材及び設備等の準備を行う。

9 避難誘導（防災・危機管理課、警察署、消防署）

- (1) 避難誘導體制確立【16－(1)新規】
避難勧告等を発令した際に、円滑に避難誘導を実施できるよう体制を確立する。（避難誘導人員の配置、避難所の開設、資材及び設備等の準備等）

10 公共土木施設の応急措置（まちづくり推進部、第一建設事務所、首都高速、東京国道事務所）

- (1) パトロール【20－(1)新規】
管内のパトロールを実施し、雨水ますや浸水箇所を中心に点検を行う。不具合のある箇所については、必要な措置を実施する。

第6節 半日前（12時間前）に想定される活動の内容と手順

■台風の状況

台風は日本列島に接近し、伊豆半島の南端を通過。中心気圧は930hPa。

■気象予警報等

大雨警報・洪水警報、暴風・高潮警報、竜巻注意情報、土砂災害警戒情報
荒川はん濫警戒情報または危険情報、神田川はん濫警戒情報
水防体制指標2→3に上昇【ウェザーニューズ】

■河川水位の状況

荒川：避難判断水位に到達
神田川：避難判断水位→危険水位に到達

■千代田区内の状況

千代田区内で豪雨・強風、強風・強雨による建物被害
公共土木施設に被害発生、区内の一部で停電・断水

1 気象情報の収集（全機関）

(1) 台風に関する気象情報の収集【1-(1)継続】

台風に係わる気象予警報や気象に関する重要な情報について、都又は関係機関から情報を収集する。

気象予警報について、都、警察署等からの通報を受けたとき、又は自らその発令を知ったときは、直ちに区内の防災関係機関、その他重要な施設の管理者、地域防災組織等に通報するとともに、警察署、消防署等の協力を得て、住民に周知する。

(2) 意思決定支援情報の収集【1-(2)継続】

ウェザーニューズから、意思決定支援情報を収集する。

(3) WNI 台風情報の収集【1-(3)継続】

ウェザーニューズから、WNI 台風情報を収集する。

○千代田区以外の関係機関は、各々の方法により、気象庁の台風情報をはじめ、情報を収集する。

2 危機管理対策本部・災害対策本部・水防本部の設置（全部局）

(1) 災害対策本部・水防本部の設置【3-(3)(4)新規】

区長は、災害対策の推進を図るために、水防本部及び災害対策本部の設置を決定する。なお、災害対策本部が設置された場合、水防本部は災害対策本部に合流する。環境安全部長もしくは危機管理担当部長は、本部各部長、東京都知事、関係各防災機関の長又はその代表者のうち、必要と認めた者に対して、本部の設置を通知する。

3 危機管理対策本部会議・災害対策本部会議の開催（全部局）

- (1) 災害対策本部会議の開催 **【4-(1) (2) 新規・継続】**
本部長の決定により本部員及び必要があると認める者を招集し、第4回危機管理対策本部会議及び第1回災害対策本部会議を開催する。本部会議に付議する事項は、規則第6条に定める審議策定事項及び千代田区地域防災計画に定める報告事項とする。
- (2) 避難準備情報発令の検討 **【4-(6) 新規】**
気象や河川水位の状況等に基づき、避難準備情報の発令を検討する。
- (3) 避難勧告発令及び対象地区の検討 **【4-(7) 新規】**
気象や河川水位の状況等に基づき、避難勧告の発令及びその対象地区を検討する。

4 風水害に関する情報の収集・伝達（防災・危機管理課、まちづくり推進部）

- (1) 現状を区長へ報告 **【5-(1) 継続】**
台風や気象の状況等を区長へ報告する。
- (2) 関係機関の災害に係る体制等の情報収集 **【5-(5) 継続】**
東京都や東京消防庁など関係機関の災害に係る体制について、情報を収集する。
- (3) 災害情報システム（DIS）による報告 **【5-(6) 継続】**
区が災害対策本部を設置したこと、避難準備情報及び避難勧告を発令したことについて、DISにより都へ報告を行う。
- (4) 区内の被害状況収集 **【5-(7) 新規】**
区内における道路冠水、浸水、樹木や塀等の倒壊等の被害状況を収集する。
- (5) 河川情報システムからの情報収集 **【5-(8) 新規】**
河川情報システム、東京都水防災総合情報システムを活用して、河川水の情報を収集する。
- (6) 避難所の受入状況に関する報告 **【5-(10) 継続】**
各自主避難所から、受入者の総数や災害時要援護者の人数、備蓄物資の状況等について報告を行う。
- (7) 関係機関からの問い合わせ対応 **【5-(11) 継続】**
防災関係機関からの問い合わせに対して、必要な情報を提供するなど対応する。

5 災害予警報の伝達（全機関）

- (1) 気象庁から災害予警報の発表 **【6-(1) 新規】**
気象庁からの気象予警報の発表情報を把握する。

第3章 タイムラインに関連する活動の内容と手順

(2) 災害予警報発表の周知 **【6-(2) 新規】**

気象警報が発令されたことから、直ちに区内の防災関係機関、その他重要な施設の管理者、地域防災組織等に通報するとともに、防災行政無線、安全・安心メール、ホームページ（緊急情報）、ツイッター、フェイスブックにより住民に周知する。

6 災害時の広報・広聴（防災・危機管理課、政策経営部）

(1) 区体制の広報 **【7-(7) 継続】**

区が災害対策本部を設置したことを、デジタル式無線機一斉放送、安全・安心メール、ホームページ（緊急情報）、ツイッター、フェイスブック、連合町会長への通知により区民に周知する。

7 監視・警戒活動（防災・危機管理課、まちづくり推進部、第一建設事務所、国、都、その他防災機関）

(1) 気象予警報の伝達 **【10-(2) 新規】**

大雨警報及び洪水警報が発令されたことから、直ちに区内の防災関係機関、その他重要な施設の管理者、地域防災組織等に通報する。

(2) 洪水予報・水防警報の伝達 **【10-(3) 継続】**

荒川はん濫警戒情報、神田川はん濫警戒情報が発令されたことから、直ちに浸水想定区域内の地下街等及び要配慮者利用施設に伝達する。

8 水防活動（防災・危機管理課、まちづくり推進部、第一建設事務所、消防署、東京国道事務所）

(1) 消防署職員の受入 **【11-(4) 新規】**

区内消防署から、水防活動要員として消防署職員を受け入れる。

(2) リエゾンの受入 **【11-(5) 新規】**

関東地方整備局から、連絡要員としてリエゾンを受け入れる。

(3) 風水害応急・復旧業務の推進 **【11-(6) 新規】**

警察署、消防署と相互に連絡をとり、区内の浸水被害状況を収集する。また、河川、道路、堤防等の巡視を行い、異常を発見したときは直ちに関係機関に連絡する。河川、道路、堤防等に浸水被害箇所があるときは、その管理者に連絡して必要な措置を求める。

区管理施設等については、浸水被害等が発生した箇所について事態に即応した応急措置を講じ、被害の拡大を防止する。

9 避難所の開設（全部局）

(1) 避難所の開設決定 **【14-(4) 新規】**

避難準備情報及び避難勧告の発令により、区長は避難所の開設を決定し、発令する。

(2) 避難所の開設 **【14-(5) 新規】**

避難をした人を受け入れるための避難所を区立施設等に開設する。

10 避難勧告等の発令（全部局、警察署、消防署、都）

(1) 浸水想定区域内の地下街、要配慮者利用施設等に伝達 **【15-(1) 新規】**

浸水区域内の地下街及び要配慮者利用施設等に対して、避難準備情報・避難勧告が発令されたことを伝達する。

(2) 避難準備情報の発令 **【15-(2) 新規】**

気象や河川水位の状況等から避難準備情報の発令が必要と判断した場合、区長は所轄警察署長及び消防署長と協議のうえ、地域、避難先を定めて当該地域住民に対し避難準備情報を発令する。この場合、直ちに都に報告する。

避難準備情報が発令されたため、災害時に事前避難を必要とする人やその家族は、積極的に自主避難するよう呼びかけるとともに、避難場所及び避難の方法等を、防災行政無線、デジタル式無線機、緊急速報メール、安全・安心メール、ホームページ（緊急情報）、ツイッター、フェイスブックにより住民に周知する。

(3) 避難勧告の発令 **【15-(3) 新規】**

気象や河川水位の状況等から避難勧告の発令が必要と判断した場合、区長は所轄警察署長及び消防署長と協議のうえ、地域、避難先を定めて当該地域住民に対し避難勧告を発令する。この場合、直ちに都に報告する。

避難勧告が発令されたため、避難場所及び避難の方法等を、防災行政無線、デジタル式無線機、緊急速報メール、安全・安心メール、ホームページ（緊急情報）、ツイッター、フェイスブックにより住民に周知する。

(4) 避難勧告等発令の助言要求 **【15-(5) 新規】**

避難勧告等の発令検討に際して必要と判断した場合、区長は関係機関に対して助言を要求する。

11 避難誘導（全部局、警察署、消防署）

(1) 避難誘導 **【15-(2) 新規】**

避難準備情報及び避難勧告の発令を受け、警察署、消防署及びその他の防災機関の協力を得て、あらかじめ指定してある避難所に誘導する。区は、避難誘導に必要な職員等を配置する。

12 避難所の運営（全部局）

(1) 避難所の運営 **【17-(1) 新規】**

避難所は区職員が運営する。夜間及び休日についても、同様とする。

13 外国人の支援対策（防災・危機管理課、都）

(1) 外国人への情報提供 **【18-(1) 新規】**

東京都で開設される外国人災害時情報センター等から必要情報を収集し、区内大使館や避難所等に対して外国人への情報提供を行う。

14 公共土木施設の応急措置（まちづくり推進部、第一建設事務所、首都高速、東京国道事務所）

(1) パトロール **【20-(1) 継続】**

管内のパトロールを行い、崖地、アンダーパス等の危険箇所を重点的に点検する。

(2) 被災した公共土木施設の応急措置 **【20-(2) 新規】**

点検の結果不具合のある箇所については、直ちに都に報告するとともに、必要な応急措置を実施する。

第7節 台風の最接近時（4時間前）に想定される活動の内容と手順

■台風の状況

台風は神奈川県東部に上陸。中心気圧は 980hPa。

■気象予警報

大雨特別警報・洪水警報、土砂災害警戒情報

荒川はん濫発生情報

記録的な大雨に関する気象情報発表

■河川水位の状況

荒川：決壊

神田川：氾濫

■千代田区内の状況

千代田区内で豪雨・強風、強風・強雨による建物被害

公共土木施設に被害発生、区内の一部で停電・断水

1 気象情報の収集（全機関）

(1) 台風に関する気象情報の収集【1-(1) 継続】

台風に係わる気象予警報や気象に関する重要な情報について、都又は関係機関から情報を収集する。

気象予警報について、都、警察署等からの通報を受けたとき、又は自らその発令を知ったときは、直ちに区内の防災関係機関、その他重要な施設の管理者、地域防災組織等に通報するとともに、警察署、消防署等の協力を得て、住民に周知する。

(2) 意思決定支援情報の収集【1-(2) 継続】

ウェザーニュースから、意思決定支援情報を収集する。

(3) WNI 台風情報の収集【1-(3) 継続】

ウェザーニュースから、WNI 台風情報を収集する。

○千代田区以外の関係機関は、各々の方法により、気象庁の台風情報をはじめ、情報を収集する。

2 危機管理対策本部・災害対策本部会議の開催（全部局）

(1) 災害対策本部会議の開催【4-(2) 継続】

本部長の決定により本部員及び必要があると認める者を招集し、第2回災害対策本部会議を開催する。本部会議に付議する事項は、規則第6条に定める審議策定事項及び千代田区地域防災計画に定める報告事項とする。

(2) 避難指示発令及び対象地区の検討【4-(8) 継続】

気象や河川水位の状況等に基づき、避難指示の発令及びその対象地区を検討する。

(3) 屋内での避難、高層階への避難指示の検討 **【4-(9) 継続】**

気象や河川水位の状況等に基づき、屋内での避難、高層階への避難指示の発令を検討する。

3 風水害に関する情報の収集・伝達（防災・危機管理課、まちづくり推進部）

(1) 現状を区長へ報告 **【5-(1) 継続】**

台風や気象の状況等を区長へ報告する。

(2) 関係機関の災害に係る体制等の情報収集 **【5-(5) 継続】**

東京都や東京消防庁など関係機関の災害に係る体制について、情報を収集する。

(3) 災害情報システム（DIS）による報告 **【5-(6) 継続】**

区が避難指示を発令したことについて、DISにより都へ報告を行う。

(4) 区内の被害状況収集 **【5-(8) 継続】**

区内における道路冠水、浸水、樹木や塀等の倒壊等の被害状況を収集する。

(5) 河川情報システムからの情報収集 **【5-(9) 継続】**

河川情報システム、東京都水防災総合情報システムを活用して、河川水の情報を収集する。

(6) 避難所の受入状況に関する報告 **【5-(10) 継続】**

各避難所から、受入者の総数や災害時要援護者の人数、備蓄物資の状況等について報告を行う。

(7) 関係機関からの問い合わせ対応 **【5-(11) 継続】**

防災関係機関からの問い合わせに対して、必要な情報を提供するなど対応する。

4 災害予警報の伝達（全機関）

(1) 気象庁から災害予警報の発表 **【6-(1) 継続】**

気象庁からの気象予警報の発表情報を把握する。

(2) 災害予警報発表の周知 **【6-(2) 継続】**

特別警報が発令されたことから、直ちに区内の防災関係機関、その他重要な施設の管理者、地域防災組織等に通報するとともに、防災行政無線、安全・安心メール、ホームページ（緊急情報）、ツイッター、フェイスブックにより住民に周知する。

5 災害時の広報・広聴（防災・危機管理課、政策経営部）

(1) 避難指示の呼びかけ、被害状況の周知 **【7-(8) 新規】**

区内の被害状況、避難所における支援体制、医療救護の体制、応急措置対策の状況、交通機関の運行状況、被災地の状況等の被災者支援に関する情報等について、東京都やマスコミと連携して伝達する。

また、マスコミからの取材申込があった場合には、必要な情報を提供する。
避難指示の発令について、引き続き東京都やマスコミと連携して伝達する。

6 相互応援協力の要請（防災・危機管理課、国、都）

(1) 災害状況の整理【8-(1)新規】

都、防災関係機関、公共的団体へ相互応援協力の要請が必要となった場合、要請手続きに必要な災害の状況を収集・整理する。

(2) 協力を要請する活動内容の整理【8-(2)新規】

要請する具体的な活動内容を整理するとともに、相互応援協力を要請する各機関に応じた必要事項をまとめ、定められた方法で的確に依頼する。

(3) 防災関係機関・団体への応援協力要請【8-(3)新規】

都又は他の区市町村の応援を求める場合は、都総務局（総合防災部）に対し、必要事項について口頭又は電話をもって要請する。（後日文書により改めて処理。）

防災関係機関、公共的団体へ応援協力を要請する場合、定められた要請手続きに従って応援協力を要請する。

(4) 防災関係機関・団体の受け入れ体制【8-(4)新規】

応援協力を要請した機関や団体が活動をするに当たって必要となる、千代田区との役割分担、活動場所、活動内容、宿泊施設の確保など可能な限り受け入れ体制を整える。

(5) 災害対策機械の派遣要請【8-(5)新規】

国、都、防災関係機関に対して、必要に応じ水防活動に必要な排水ポンプ車や照明車などの災害対策機械の派遣を要請する。

(6) TEC-FORCE 派遣受入【8-(6)新規】

災害の状況に応じて、TEC-FORCE の派遣を受け入れる体制をとる。

7 自衛隊の災害派遣要請（防災・危機管理課、陸上自衛隊、警察署、消防署、都）

(1) 災害状況の整理【9-(1)新規】

自衛隊の災害派遣要請が必要となった場合、要請手続きに必要な災害の状況を収集・整理する。

(2) 派遣を希望する期間・活動内容の整理【9-(2)新規】

区長は、自衛隊派遣要請の必要があると認めた場合には、都知事に対し自衛隊派遣の要請をする。要請に当たっては、具体的な活動内容を整理するとともに、派遣を要請する理由、派遣を希望する期間、区域、その他必要事項をまとめ、電話又は口頭で都総務局総合防災部に依頼する。

(3) 自衛隊の災害派遣要請 **【9-(3) 新規】**

区長は、自衛隊派遣要請の必要があると認めた場合には、都知事に対し自衛隊派遣の要請をする。要請に当たっては、具体的な活動内容を整理するとともに、派遣を要請する理由、派遣を希望する期間、区域、その他必要事項をまとめ、電話又は口頭で都総務局総合防災部に依頼する。

緊急避難、人命救助、事態が急迫し知事に要請する暇がない場合は、直接陸上自衛隊第1師団司令部（練馬）又は第1普通科連隊（練馬）に通報する。

(4) 知事への報告 **【9-(4) 新規】**

自衛隊に直接災害派遣要請を通報した場合、速やかに都知事にその旨を通知する。また、事後に所定の手続きを行う。

(5) 自衛隊の受け入れ体制 **【9-(5) 新規】**

派遣部隊のためのヘリコプター発着地点や車両駐車場所等の体制を整える。また、仮泊予定地を自衛隊と協議して、速やかに確保する。

8 監視・警戒活動（防災・危機管理課、まちづくり推進部、第一建設事務所、国、都、その他防災機関）

(1) 洪水予報・水防警報の伝達 **【10-(3) 継続】**

荒川はん濫発生情報が発令されたことから、直ちに浸水想定区域内の地下街等及び要配慮者利用施設に伝達する。

(2) 特別警報の伝達 **【10-(4) 新規】**

大雨特別警報が発令されたことから、直ちに区内の防災関係機関、その他重要な施設の管理者、地域防災組織等に通報する。

9 水防活動（防災・危機管理課、まちづくり推進部、第一建設事務所、消防署、東京国道事務所）

(1) 風水害応急・復旧業務の推進、水害報告 **【11-(6) (7) 継続・新規】**

警察署、消防署と相互に連絡をとり、区内の浸水被害状況を収集する。また、河川、道路、堤防等の巡視を行い、異常を発見したときは直ちに関係機関に連絡する。

河川、道路、堤防等に浸水被害箇所があるときは、その管理者に連絡して必要な措置を求める。

区管理施設等については、浸水被害等が発生した箇所について事態に即応した応急措置を講じ、被害の拡大を防止する。

10 警備の実施（防災・危機管理課、警察署）

(1) 警備活動 **【12-(1) 新規】**

警察署と連携して、現場広報、交通規制、街頭活動の強化等の応急対策を実施する。

(2) 警戒区域の設定【12-(2)新規】

浸水被害等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命身体を保護するため必要があると認めるとき、区長又は区長の職権を行う区の職員は警戒区域を設定し、当該区域への立入りを制限若しくは禁止、又は退去を命ずる。警察署が警戒区域を設定した場合は、直ちにその旨を区長に通知する。

また、警戒区域付近の区民等に対して、安全な場所への避難誘導を実施する。

(3) 救助活動の支援【12-(3)新規】

災害が発生した場合には、警察署、消防署と連携して、全力をつくして人命の救出、救護に努める。

11 交通規制の実施（防災・危機管理課、まちづくり推進部、第一建設事務所、警察署、首都高速、東京国道事務所）

(1) 交通情報の収集【13-(1)新規】

交通情報の収集に努めるとともに道路障害の実態把握を速やかに行い、その状況を区長（区本部長）に通報する。

(2) 交通規制【13-(2)新規】

被災地及びその周辺を管轄する警察署長は、危険箇所の表示、局地的な通行禁止、一方通行等適切な交通規制を行い、被災地及びその周辺における交通の安全と円滑に努める。

12 避難勧告等の発令（全部局、警察署、消防署、都）

(1) 浸水区域内の地下街、要配慮者利用施設等に伝達【15-(1)継続】

浸水区域内の地下街及び要配慮者利用施設等に対して、避難指示が発令されたことを伝達する。

(2) 避難指示の発令【15-(4)新規】

気象や河川水位の状況等から避難指示の発令が必要と判断した場合、区長は所轄警察署長及び消防署長と協議のうえ、地域を定めて当該地域住民に対し頑強な建物の3階以上に屋内退避の避難指示を発令する。この場合、直ちに都に報告する。

避難指示が発令されたため、避難場所及び避難の方法等を、防災行政無線、デジタル式無線機、緊急速報メール、安全・安心メール、ホームページ（緊急情報）、ツイッター、フェイスブックにより住民に周知する。

(3) 避難勧告等発令の助言要求【15-(5)継続】

避難指示の発令検討に際して必要と判断した場合、区長は関係機関に対して助言を要求する。

13 避難所の運営（全部局）

(1) 避難所の運営【17-(1)継続】

避難所は区職員が運営する。夜間及び休日についても、同様とする。

14 外国人の支援対策（防災・危機管理課、都）

(1) 外国人への情報提供【18-(1)継続】

東京都で開設される外国人災害時情報センター等から必要情報を収集し、区内大使館や避難所等に対して外国人への情報提供を行う。

15 ライフライン施設の応急措置（防災・危機管理課、水道局中央支所、下水道局中部下水道事務所、東京電力、東京ガス、東京都交通局、ＪＲ東日本、東京地下鉄、首都圏新都市鉄道、ＮＴＴ東日本）

(1) 被災したライフライン施設の応急措置【19-(1)新規】

区は、区民や関係機関等からの情報を収集・整理し、区内におけるライフライン施設の被害状況を把握する。また、応急措置が必要な箇所が判明した場合は、関係機関に連絡をする。

区内の一部で停電が発生した場合、東京電力は応急工事等の適切な措置を講じる。また、断水が発生した場合、都（水道局）は応急給水等の適切な措置を講じる。

16 公共土木施設の応急措置（まちづくり推進部、第一建設事務所、首都高速、東京国道事務所）

(1) 被災した公共土木施設の応急措置【20-(2)継続】

区は、区民や関係機関等からの情報を収集・整理し、区内における公共土木施設の被害状況を把握する。また、応急措置が必要な箇所が判明した場合は、関係機関に連絡をする。

区内の公共土木施設に被害が発生しているため、各施設管理者は応急工事等の適切な措置を講じる。